

(案)

平成29年度

宇都宮市一般廃棄物処理実施計画

宇都宮市  
環境部  
上下水道局



## 目 次

はじめに

1	一般廃棄物処理実施計画について.....	1
第1章 ごみ処理実施計画.....		2
1	基本指標の目標値.....	2
2	排出状況等.....	3
3	施策事業の取組.....	5
	<<基本方針1>>ごみの発生抑制の促進	
	【基本施策1-1】発生抑制の促進	
	【基本施策1-2】再使用の推進	
	【基本施策1-3】普及啓発の実施	
	<<基本方針2>>適正な資源循環利用の推進	
	【基本施策2-1】分別の徹底	
	【基本施策2-2】資源循環利用の推進	
	【基本施策2-3】市民・事業者主体による資源化の推進	
	<<基本方針3>>適正な処理・処分体制の整備	
	【基本施策3-1】収集運搬体制の整備推進	
	【基本施策3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進	
	【基本施策3-3】適正処理の推進	
4	収集運搬・中間処理・最終処分体制.....	13
第2章 生活排水処理実施計画.....		22
1	基本指標の目標値.....	22
2	整備状況等.....	22
3	施策事業の取組.....	23
	<<基本方針1>>生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	
	【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進	
	【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進	
	【基本施策1-3】生活排水処理施設の適正管理	
	<<基本方針2>>し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
	【基本施策2-1】持続的に安定した収集運搬の実施	
	【基本施策2-2】効果的・効率的な中間処理の継続	
	【基本施策2-3】安定した最終処分の推進	
4	収集運搬・中間処理・最終処分体制.....	27

## はじめに

### 1 一般廃棄物処理実施計画について

一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

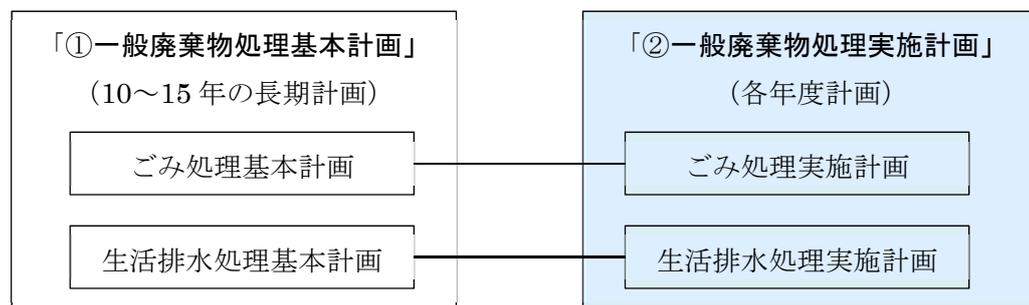
- 根拠法令   ○廃棄物処理法第6条第1項  
              ○廃棄物処理法施行規則第1条の3

#### 参考：一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理**基本**計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理**実施**計画）

から構成される。



※「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」については、平成28年度から平成42年度までの15か年の計画として、平成28年3月に策定済み

## 第1章 ごみ処理実施計画

### 1 基本指標の目標値

ごみ処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

#### **【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）**

現状(平成26年度)：552 g/人・日 ⇒ 目標値(平成32年度)：530 g/人・日

#### **【基本指標2】 事業系ごみ排出量**

現状(平成26年度)：46,071 t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：43,300 t/年

#### **【基本指標3】 最終処分量（埋立量）**

現状(平成26年度)：20,445 t/年 ⇒ 目標値(平成32年度)：17,200 t/年

#### 【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g/人・日）

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H32年度 (目標値)
一人1日当たり家庭系ごみ 排出量（資源物以外）	552	556	559	530

#### 【基本指標2】 事業系ごみ排出量（t/年）

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H32年度 (目標値)
事業系ごみ排出量	46,071	44,552	44,470	43,300

#### 【基本指標3】 最終処分量（埋立量）（t/年）

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H32年度 (目標値)
最終処分量（埋立量）	20,445	20,504	20,936	17,200

## 2 排出状況等

(1) 排出量 区分ごとのごみ排出量は、下表のとおりとする。

ア 分別ごみ

(単位：t/年)

区 分		平成27年度 排出量(実績)	平成28年度 排出量(見込) <sup>※1</sup>	平成29年度 計画値 <sup>※2</sup>	
家庭系	資源物以外	焼却ごみ	101,410	101,860	97,949
		不燃・危険ごみ	3,165	3,030	3,111
		粗大ごみ	1,082	1,180	950
		小計	105,657	106,070	102,010
	資源物	ペットボトル	1,822	1,807	1,825
		びん・缶類	6,579	6,513	6,616
		プラ・白色トレイ	3,470	3,403	3,568
		紙布類	10,636	10,108	12,556
		紙パック	96	129	68
		小計	22,603	21,960	24,633
		家庭系計	128,260	128,030	126,643
事業系	資源物以外	焼却ごみ	43,160	43,090	43,134
		不燃・危険ごみ	107	110	127
		粗大ごみ	167	210	177
		小計	43,434	43,410	43,438
	資源物	ペットボトル	17	23	18
		びん・缶類	881	847	899
		プラ・白色トレイ	25	17	29
		紙布類	194	172	295
		紙パック	1	1	1
		小計	1,118	1,060	1,242
		事業系計	44,552	44,470	44,680
家庭系+事業系	資源物以外	焼却ごみ	144,570	144,950	141,083
		不燃・危険ごみ	3,272	3,140	3,238
		粗大ごみ	1,249	1,390	1,127
		小計	149,091	149,480	145,448
	資源物	ペットボトル	1,839	1,830	1,843
		びん・缶類	7,460	7,360	7,515
		プラ・白色トレイ	3,495	3,420	3,598
		紙布類	10,830	10,280	12,851
		紙パック	97	130	69
		小計	23,721	23,020	25,876
		家庭系+事業系計	172,812	172,500	171,323
集団回収	9,860	9,470	10,571		
廃食用油	31	38	34		
インクカートリッジ	1	1	1		
使用済小型家電	71	60	48		
総排出量	182,775	182,069	181,977		

※1 平成28年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づく3月までの推計値。

※2 平成29年度の計画値は、基本計画で定める見込値。

イ その他の一般廃棄物

区 分	平成27年度 排出量(実績)	平成28年度 排出量(見込) <sup>※1</sup>	平成29年度 計 画 値
胞 衣 汚 物	2,091kg/年	1,920kg/年	2,000kg/年
動 物 の 死 体	3,758体/年	3,828体/年	3,800体/年

※1 平成28年度の排出量は、4月から12月末までの実績に基づく3月までの推計値。

(2) 資源化量

区分ごとの資源化量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区 分	平成27年度 資源化量 (実績)	平成28年度 資源化量 (見込) <sup>※1</sup>	平成29年度 計 画 値 <sup>※2</sup>
リサイクルプラザ	6,525	6,970	6,650
ペットボトル	1,158	1,190	1,272
金属類(破碎・プレス)	3,684	4,050	3,720
ガラス類(カレット)	1,532	1,640	1,508
蛍光管・乾電池	151	90	150
エコプラセンター	2,951	3,078	3,098
プラスチック製容器包装	2,943	3,070	3,089
白色トレイ	8	8	9
委託処理等(エケーシーなど)	10,940	10,370	12,845
紙布類	10,805	10,240	12,702
紙パック	135	130	143
焼却処理後	2,406	1,730	1,723
焼鉄 <sup>※3</sup>	150	140	159
熔融メタル <sup>※4</sup>	162	120	206
エコスラグ <sup>※5</sup>	2,094	1,470	1,358
集 団 回 収	9,860	9,470	10,571
廃 食 用 油	31	38	34
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	71	60	48
合 計	32,785	31,717	34,970
リサイクル率	17.9%	17.4%	20.0%

※1 平成28年度の資源化量は、4月から12月末までの実績に基づく3月までの推計値。

※2 平成29年度計画値は、基本計画で定める見込値。

※3 焼鉄とは、焼却ごみに混ざって回収された缶類などの金属をいう。

※4 熔融メタルとは、焼却灰を熔融処理した際に発生する鉄や銅を主成分とした金属をいう。

※5 エコスラグとは、熔融スラグのうち資源化したものをいう。

※ 資源物排出量と資源化量の差は、資源化不適物の混入によるもの。

※ 剪定枝資源化事業により、155トンの剪定枝をチップ化したしたが、試験的実施のため資源化量には含めていない。

### 3 施策事業の取組

#### (1) ≪基本方針1≫ごみの発生抑制の促進

##### ア 【基本施策1-1】発生抑制の促進

##### ○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
ごみ総排出量	(t)	184,252	182,775	182,069	180,600

※資源物を含む

##### ○ 取組内容

施策事業	取組内容
1 生ごみの水切り励行	<p>◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別講習会や各種イベント等における周知啓発の継続による取組促進</li> </ul>
2 もったいないレジ袋削減推進	<p>◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体やイベント等を通じたマイバック利用促進に係る周知啓発の継続</li> <li>・事業所訪問時における、レジ袋削減や簡易包装など、事業者による主体的な取組の働きかけ</li> </ul>
3 家庭ごみ有料化の調査・研究	<p>◆ごみの減量化・資源化施策の効果や公平性の確保、社会環境の変化などを踏まえた調査・研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続</li> </ul>
4 もったいない生ごみ減量化推進	<p>◆「もったいない生ごみ」などの食品ロスを削減するため、周知啓発の強化などにより、食べ切り・使い切りを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進</li> <li>・分別講習会や各種イベント等における食品ロス削減に係る周知啓発の強化</li> <li>・ホームページやごみ分別アプリケーションなどの各種媒体を活用した食品ロス削減に有効な情報提供の強化</li> <li>・スーパー店頭等におけるアンケート調査や、分別ゲームを活用した発生抑制及び分別徹底に向けた意識啓発の強化</li> </ul>
5 簡易包装の推進	<p>◆過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体を通じた過剰包装抑制に係る市民への周知啓発</li> <li>・詰替商品の積極的な販売推進など事業者による主体的な取組の推進</li> </ul>

イ 【基本施策 1－2】再使用の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
布類の分別協力率	(%)	16.7	16.3	19.8	20.0

※布類分別協力率＝

(布類の直接資源化量＋集団回収量) ÷ (家庭系の焼却ごみ量×布類の組成割合＋集団回収量＋布類の直接資源化量)

○ 取組内容

施策事業	取組内容
6 リユース品の利用促進	<p>◆情報提供の強化や新たな回収の仕組みづくりなどにより、市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等を活用したリユース促進に向けた情報提供内容の充実</li> <li>・リユースニーズが高い品目の効果的な再使用の仕組みづくりに向けた検討</li> </ul>
7 衣類再利用の推進	<p>◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品としての回収の仕組みづくりに向けた調査・研究</li> </ul>
8 粗大ごみの再生品販売	<p>◆再利用が可能な粗大ごみを修繕し、再生品として販売することで、再使用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、リユース促進に向けた意識啓発</li> </ul>

ウ 【基本施策1-3】普及啓発の実施

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
多量排出事業所に対する 指導割合	(%)	50	39	37	25

※多量排出事業所に対する指導割合＝不適正処理に対する再訪問指導を行った事業所÷多量排出事業所の総数

○ 取組内容

施策事業	取組内容
9 もったいない運動との連携推進	<p>◆3R活動の実践に向けた講座やイベント等を通じて、「もったいない」のこころを醸成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もったいない運動と連携した3Rに係る講座やイベントの実施</li> </ul>
10 環境教育支援の推進	<p>◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、環境教育の支援を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じた環境出前講座の開催</li> <li>・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布</li> <li>・社会科補助教材のより効果的な活用が図られるための内容の見直しに向けた検討</li> </ul>
11 エコショップ等の普及促進	<p>◆認定店と連携し、事業系ごみの減量化や、市民・事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減に向けた取組を強化するための認定制度の見直し及び認定店との連携強化</li> <li>・ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介</li> <li>・認定店との連携による市民の3R行動の推進</li> </ul>
12 事業系ごみの適正処理の徹底	<p>◆事業系ごみの適正処理の徹底を図るとともに、減量化・資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理のための指導体制等の構築</li> <li>・大規模事業所に対し減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導の徹底</li> <li>・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発の強化</li> <li>・事業所訪問指導における紙類の資源化についての指導の強化</li> <li>・中小事業所の個別訪問指導の実施</li> <li>・展開調査の強化による不適正排出事業所への効率的な指導</li> </ul>

(2) <<基本方針2>>適正な資源循環利用の推進

ア 【基本施策2-1】分別の徹底

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合	(%)	30.9	30.9	18.1	29.9

○ 取組内容

施策事業	取組内容
13 分別強化推進	<p>◆あらゆる機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別アプリを活用した市の情報が行き届きにくい単身世帯や外国人等に対する周知の強化</li> <li>・子育てサロン、老人福祉センター等における若年世帯や高齢者を対象とした周知の強化</li> <li>・各種イベントや分別講習会における周知啓発の継続実施による、5種13分別の徹底強化</li> <li>・スーパー店頭などにおける分別ゲームを活用した分別徹底の継続取組による周知</li> <li>・不動産管理会社等への分別に係る資料の配布</li> </ul>
14 拠点回収事業の推進	<p>◆資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収</li> <li>・回収量の拡大に向けた周知啓発</li> <li>・民間協力店等との連携による回収拠点の拡充に向けた検討</li> <li>・リユース品も含めた新たな拠点回収品目の拡大に向けた調査・研究</li> </ul>
15 リサイクル推進員活動支援の推進	<p>◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や施設見学の実施、情報紙の発行などによるリサイクル推進員の育成</li> <li>・地区文化祭等への参加などまちづくり協議会の環境部会等の活動支援</li> </ul>

イ 【基本施策 2-2】 資源循環利用の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
廃棄物系バイオマスの 資源化量	(t)	113	123	193	1,500

○ 取組内容

施策事業	取組内容
16 家庭系生ごみの 資源化推進	<p>◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化のみを目的とした機種を対象としたコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助制度の拡大</li> <li>・ダンボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた継続検討</li> </ul>
17 廃食用油の 資源化推進	<p>◆廃食用油を拠点回収し、BDFの製造や資源化事業者への売払いによる資源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収</li> <li>・回収拠点における事業の周知活動</li> <li>・回収量拡大及び市民の利便性向上に向けた回収拠点の配置等についての検討</li> </ul>
18 剪定枝の資源化推進	<p>◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入の実施による資源化量の拡大（約150t⇒約400t）</li> <li>・剪定枝のステーション収集の実施に向けた収集運搬体制等の検討</li> <li>・事業者との連携による、剪定枝の効果的・効率的な資源化ルートの確立に向けた検討</li> </ul>
19 使用済小型家電の 資源化推進	<p>◆有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設における使用済小型家電の拠点回収</li> <li>・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の拡大</li> <li>・家電量販店等との連携による効果的・効率的な回収体制の検討</li> </ul>
20 インクカートリッジ の資源化推進	<p>◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収</li> <li>・更なる回収量増加に向けた周知啓発</li> </ul>
21 市有施設における 資源化推進	<p>◆市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）</li> <li>・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進</li> <li>・民間の資源化施設を活用した学校給食残渣の資源化に向けた検討</li> </ul>
22 新たな資源循環利用 の推進	<p>◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却ごみの組成分析調査結果などを踏まえた、新たな資源化品目の検討</li> <li>・農業分野などとの連携による地域や資源の特性に応じた循環利用の仕組みづくりに関する調査・研究</li> </ul>

ウ 【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
多量排出事業所における 新たな資源化量	(t)	—	0	0	500

○ 取組内容

施策事業	取組内容
23 資源物集団回収の 推進	<p>◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収活動を更に推進するための効果的な仕組みづくりに向けた調査・研究</li> </ul>
24 事業系ごみの 資源化の推進	<p>◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所への個別訪問指導等を通じた、民間施設を活用した事業系生ごみ資源化への誘導</li> <li>・今後の食品リサイクル制度のあり方や民間資源化施設の参入状況、ごみの排出実態等を踏まえた、事業系生ごみの効果的・効率的な資源化ルートの確立に向けた調査研究</li> <li>・既存の共同排出の仕組の活性化に向けた、事業者への情報提供及び、同業組合との情報交換</li> </ul>

(3) ≪基本方針3≫ 適正な処理・処分体制の整備

ア 【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
苦情等対応件数	(件)	756	827	620	680

※市民からの苦情等に対し、市で対応した件数

○ 取組内容

施策事業	取組内容
25 ごみステーションの 維持管理への支援	<p>◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出に関する苦情への迅速な対応や適正排出指導</li> <li>・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援</li> <li>・GIS（地理情報システム）を利用したごみステーション情報の管理及び活用</li> </ul>

26 適正な収集運搬体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。</li> <li>・委託業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続</li> </ul>
27 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討していく。</li> <li>・「ふれあい収集」業務の日別件数の平準化に向けた地区割り等の見直し</li> <li>・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討</li> </ul>

### イ 【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

#### ○ 取組指標

	H28年度 見込	目標
中間処理施設の整備	計画どおり	平成32年度 供用開始予定
最終処分場の整備	計画どおり	平成31年度 供用開始予定

#### ○ 取組内容

施策事業	取組内容
28 中間処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めていく。</li> <li>・計画的な中間処理施設の整備推進 新中間処理施設（仮称）新北清掃センター建設工事（設計・施工一括）（H28～H31）</li> </ul>
29 中間処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。</li> <li>・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理（クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）</li> </ul>
30 最終処分場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を進めていく。</li> <li>・計画的な最終処分場の整備推進 新最終処分場（仮称）第2エコパーク建設工事（設計・設計一括）（H29～H31）</li> </ul>
31 最終処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。</li> <li>・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理（エコパーク板戸に係る放流管布設替の整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）</li> </ul>

ウ 【基本施策3-3】適正処理の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
不法投棄発生件数	(件)	420	366	342	250

○ 取組内容

施策事業	取組内容
32 きれいなまちづくりの推進	<p>◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導</li> <li>・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導</li> <li>・路面標示や看板設置、大型映像装置、イベント等を活用した条例の周知啓発</li> <li>・福祉部門や関係機関等と連携した管理不全な土地、建物等の適正管理指導</li> </ul>
33 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進	<p>◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発</li> <li>・監視パトロールの実施及び監視カメラの設置</li> <li>・地域住民による監視活動、清掃活動への支援</li> </ul>
34 災害廃棄物への対応	<p>◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証</li> <li>・検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備</li> </ul>

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

ア ごみ区分ごとの収集運搬量等

(単位：t/年)

区 分	収集主体	収集回数	収集方式	収集運搬量（平成29年度計画値）		
				合 計		
焼 却 ご み	委託	週2回	ステーション方式	92,883	141,083	
	許可	随時	戸別方式	35,800		
	自己		自己搬入	12,400		
不 燃 ご み 危 険 ご み	委託	週1回	ステーション方式	3,088	3,238	
	許可	随時	戸別方式	80		
	自己		自己搬入	70		
粗 大 ご み	委託	申込制	戸別方式	10	1,127	
	許可	随時	(有料)	5		
	自己		自己搬入	1,112		
資 源 物	ペットボトル	委託	週1回	ステーション方式	1,825	1,843
		許可	随時	戸別方式	16	
		自己		自己搬入	2	
	びん・缶類	委託	週1回	ステーション方式	6,615	7,515
		許可	随時	戸別方式	880	
		自己		自己搬入	20	
	プラスチック製容器包装・白色トレイ	委託	週1回	ステーション方式	3,568	3,598
		許可	随時	戸別方式	25	
		自己		自己搬入	5	
	紙・布類	委託	週1回	ステーション方式	11,982	12,851
自己		随時	自己搬入	869		
紙パック	委託	週1回	ステーション方式	64	69	
	許可	随時	戸別方式	0		
	自己		自己搬入	5		
廃食用油	委託	随時	拠点方式	34	34	
インクカートリッジ	直営	随時	拠点方式	1	1	
小型家電製品	委託	随時	拠点方式	48	48	
	自己	随時	自己搬入			
動物死体※1	委託	申込制	個別方式 (一部有料)	3,550体/年	3,800体/年	
	自己	随時	自己搬入	250体/年		
合 計	委 託			120,117	171,407	
	許 可			36,806		
	自 己			14,483		
	直 営			1		

※1 動物死体は、計画量が個体数のため、合計には含まれていない。

## イ 収集運搬体制

### (7) 家庭系ごみ

家庭ごみの収集運搬については、5種13分別により次の体制で行う。なお、多量のごみが発生した場合については、排出者責任により自己搬入とする。

#### ① 焼却ごみ，不燃ごみ，危険ごみ，資源物（びん缶類・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック製容器包装）

市域を10地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により定期的に収集する。

#### ② 粗大ごみ

民間業者に委託し、随時、戸別方式(電話受付)により収集する。

#### ③ 資源物（紙類・紙パック・布類）

市域を2地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により、定期的に収集する。

#### ④ 資源物（廃食用油）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式により、定期的に収集する。

#### ⑤ 資源物（インクカートリッジ）

拠点回収方式により、定期的に収集する。

#### ⑥ 資源物（小型家電製品）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式等により、定期的に収集する。

#### ⑦ 動物死体

民間業者に委託し、随時、個別方式(電話受付)により収集する。

### (4) 事業系ごみ

排出者責任による自己搬入，又は許可業者による収集運搬とする。

- ・収集運搬業者許可業者数184者（平成28年12月末日現在）

## ウ ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適切な維持管理が行われるよう支援する。

- ・ごみステーション設置数約15,696ヶ所（平成28年12月末日現在）

## エ ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

- ・収集対象世帯数315世帯（平成28年12月末日現在）

オ ごみの適正排出の徹底

区 分		排 出 方 法
共 通 事 項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションを利用する場合は、以下に示すごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に、午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。</li> <li>・排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、以下に示すごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。</li> <li>・「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。</li> </ul>
収 集 ご み  資 源 物	焼却ごみ	・生ごみは、よく水を切る。
	不燃ごみ	・中身が入っているものは、空にする。
	危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋭利なものは、刃の部分を紙などに包む。</li> <li>・スプレー缶は、穴をあける。</li> </ul>
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車等で、直接工場に搬入する。</li> <li>・戸別有料収集（1点830円、1回5点まで）は、粗大ごみ受付センターに事前予約し、指定された収集日の午前8時30分までに指定場所に置く。</li> </ul>
	新聞（チラシを含む）	・異物を取り除き、種類ごとにひもで十文字にしぼる。
	ダンボール	
	雑誌	
	その他の紙	・異物を取り除き、紙袋に入れてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	紙パック	・水洗いし、切り開き、乾燥させてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
	布類	・洗って、乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。
	びん・缶類	・キャップをはずし、中の異物を取り除き、水洗いする。
	ペットボトル	・キャップ、ラベルをはずし、軽く水で洗い、つぶす。 （キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）
	白色トレイ	・水洗いし、乾燥させる。
	プラスチック製容器包装	・中身を完全に使い切り、汚れを取り除く。
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済油は軽くこしてから、ペットボトルに入れる。</li> <li>・未開封の油は、そのまま封を開けない。</li> </ul>	
インクカートリッジ	・所定の回収ボックスに入れる。	
小型家電製品 （携帯電話等）		
動物の死体		・丈夫な袋又はダンボール箱に入れる。

## カ 収集しないごみと処理方法

区 分	例 示	処 理 方 法
家電リサイクル法 対象製品	テレビ, エアコン, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき, 製造業者等が引き取る。
指定再資源化製品	ニッカド電池, ボタン電池	資源有効利用促進法に基づき, 製造業者等が引き取る。
粉塵爆発のおそれがあるもの	大量のたばこ葉くず	処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
感染性のあるもの	注射針, 血液が付着したガーゼ等 (家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの)	感染性廃棄物処理マニュアルに従い, 医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬, 薬品類	販売店による引き取り, 処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ, バッテリー, 消火器, 火薬	
引火性のあるもの	溶剤, 塗料, ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物, 汚泥	
上記のほか, 市が処理を行うことが困難であるもの, 又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ, スプリング入りマットレス・ソファー, ピアノ, 畳, 建築廃材, 組立式物置, 流し台, 洗面台, ボイラー, 浴槽, 温水器, 浄化槽, 便器, ドラム缶, コンクリート破片, 自動車(部品を含む。), オートバイ(部品を含む。), 消火器, 耐火金庫等	

## キ 資源物持去りの防止対策

次の取組により, 資源物持去りの防止に努める。

- ・監視パトロールの実施
- ・常習者に対する警告, 禁止命令, 告発

(2) 中間処理体制

ア 焼却処理

(7) 焼却施設の概要

名 称	南清掃センター	クリーンパーク茂原
所 在 地	屋板町330番地	茂原町777番地1
焼 却 炉 の 種 類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	140t×2 炉=280 t/日	130t×3 炉=390 t/日

※ 北清掃センターは、平成23年度をもって焼却炉の稼働を休止。

(4) 焼却処理量(平成29年度計画値)

(単位：t/年)

区 分	南清掃センター	クリーンパーク茂原	合 計
宇 都 宮 市	51,500	90,500	141,000
上 三 川 町		7,900	7,900
旧 石 橋 町 区 域		4,700	4,700
選 別 ・ 破 碎 施 設 か ら		2,800	2,800
合 計	51,500	105,900	156,400
焼 却 減 容 量	/		137,130
焼 却 残 渣 量			17,300
溶 融 ス ラ グ 量 <sup>※1</sup>			1,550
資 源 物			420

※1 溶融スラグの量には、エコスラグとして資源化するものを含む。

イ 中間処理体制

区 分		処 理 方 法	処理主体	上三川町 旧石橋町区域
焼 却 ご み		安定化, 減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
不 燃 ご み		破碎後, 資源化のため金属類の選別	直 営	○
危 険 ご み	蛍 光 灯	切断等	直 営	○
	そ の 他	資源化のため金属類の選別	直 営	○
粗 大 ご み	可 燃 性	破碎後, 減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○
	不 燃 性	破碎後, 資源化のため金属類の選別	直 営	○
資 源 物	紙 布 類	資源化のため選別, 圧縮, 梱包	委 託	×
	紙 パ ッ ク		直 営	○
	び ん ・ 缶 類			上三川町
	ペ ッ ト ボ ト ル			
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 ・ 白 色 ト レ イ			
	廃 食 用 油	資源化のため選別, ろ過, BDFの製造	直 営	×
胞 衣 汚 物		斎場において焼却	直 営	×
動 物 の 死 体		焼却	委 託	×

ウ 資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等の処理

(7) 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
事業主体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市茂原町777番地1
仕 様	選別方法：機械選別＋手選別
処理能力	135 t / 5 h

## (イ) 資源化処理量 (平成29年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町 旧石橋町区域	合 計
資源物(びん・缶類)	7,500	600	8,100
資源物(ペットボトル)	1,800	200	2,000
不燃ごみ・危険ごみ	3,200	300	3,500
不燃性粗大ごみ	1,100	100	1,200
合 計	13,600	1,200	14,800
資 源 化 量			7,000
委 託 処 理 等 量			160
焼却施設への搬出量			2,230
不 燃 残 渣 量			5,410

## エ 資源物(白色トレイ・プラスチック製容器包装)の処理

## (ア) 資源化施設の概要

名 称	エコプラセンター下荒針
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市下荒針町2678番地176
仕 様	破袋, 選別, 圧縮梱包
処理能力	36t/6h

## (イ) 資源化処理量 (平成29年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町	合 計
白 色 ト レ イ	9	2	11
プラスチック製容器包装	3,591	218	3,809
合 計	3,600	220	3,820
資 源 化 量			3,290
焼却施設への搬出量			530

## オ 資源物(廃食用油)の処理

## (ア) 資源化施設の概要

名 称	廃食用油資源化施設
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市屋板町330番地
仕 様	選別, ろ過, BDFの製造
処理能力	100リットル/7h

(イ) 資源化処理量

廃食用油の回収量の平成29年度見込は、38,000ℓ/年である。(予測値÷0.9で算出)  
 (内訳) BDF製造用 3,000ℓ/年  
 民間事業者へ売払い 35,000ℓ/年(平成28年度見込量の比率で按分)

カ 資源物(紙布類・紙パック)の処理

(7) 資源化処理の方法

民間業者に選別、梱包を委託し、資源化を図る。

(イ) 資源化処理量

処理量の平成29年度見込は12,470t/年である。

キ 不法投棄ごみの処理

(7) 処理の方法

- ・公共用地付近において不法投棄され、投棄者が特定できない場合、市で収集、処理を行う。
- ・適正処理困難ごみ(スプリング入りマットレス等)については、民間業者に処理委託する。

(イ) 処理量

処理量の平成29年度見込は、90t/年である。

ク ごみの受け入れ先

分別種類	家庭系ごみ						事業系ごみ		
	資源物			ごみ			紙類 (紙パックも含む) 布類	プラスチック製容器包装 白色トレイ	ごみ(焼却・危険・不燃 粗大)
	紙類 (紙パックも含む) 布類	ペットボトル・ びん・缶類	プラスチック製容器包装 白色トレイ	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ			
持ち込み施設									
① クリーンパーク茂原	×	○	▲	○	○	▲	×	×	▲
② 南清掃センター	×	▲	▲	○	▲	▲	×	×	×
③ 北清掃センター	×	×	×	×	×	▲	×	×	×
④ (株)エスケーシー	○	×	×	×	×	×	○	×	×
⑤ エコプラセンター下荒針	×	×	○	×	×	×	×	○	×

【凡例】 ○：持ち込み可能  
 ▲：持ち込み可能(数量、種類に制限あり。)  
 ×：持ち込み不可

(3) 最終処分体制

ア 最終処分量 (平成29年度計画値)

(t/年)

区 分	処 分 量
焼 却 残 渣	17,280
不 燃 残 渣	5,410
そ の 他	460
合 計	23,150

※ 上三川町, 旧石橋町区域を含む。

イ 最終処分場の概要

名 称	エコパーク板戸
所 在 地	宇都宮市板戸町3625番地1
埋 立 面 積	約33,000m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	約355,000m <sup>3</sup>
計 画 期 間	平成16年度～平成31年度

## 第2章 生活排水処理実施計画

### 1 基本指標の目標値

生活処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

#### 【基本指標1】生活排水処理人口普及率

現状(平成26年度)：96.9% ⇒ 目標値(平成32年度)：98.8%

#### 【基本指標2】生活排水処理率

現状(平成26年度)：94.2% ⇒ 目標値(平成32年度)：95.3%

### 2 整備状況等

平成28年度の見込値は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値である。

#### (1) 生活排水処理施設の整備状況等

生活排水処理施設については、下表のとおりとする。

#### 【基本指標1】生活排水処理人口普及率

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H32年度 (目標値)
生活排水処理人口普及率(%) <sup>※1</sup>	96.9	96.9	97.8	98.8

※1 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

#### 【基本指標2】生活排水処理率

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H32年度 (目標値)
生活排水処理率(%) <sup>※2</sup>	94.2	94.3	94.9	95.3

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

### 3 施策事業の取組

(1) ≪基本方針1≫生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

ア 【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
生活排水処理人口普及率	(%)	96.9	96.9	97.8	98.8

○ 取組内容

施策事業	取組内容
1 公共下水道の整備推進	<p>◆公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、平成37年度の整備完了を目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な未整備地区の整備推進</li> <li>・整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化</li> </ul>
2 合併処理浄化槽の整備推進	<p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を推進するため、補助制度を継続するとともに、「単独処理浄化槽からの転換」や、「汲み取りからの設置替え」の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新補助制度を活用してもらえるよう、様々な媒体を通して制度の周知</li> <li>・合併処理浄化槽の整備推進による生活排水の適正処理の重要性を啓発</li> </ul>
3 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	<p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽未設置世帯への案内文書の送付や戸別訪問などによる啓発の強化</li> <li>・浄化槽法定検査の指定検査機関との連携による転換促進策の実施</li> </ul>

イ 【基本施策 1 - 2】 生活排水処理施設への接続促進

○ 取組指標

		H 2 6 年度 基 準 値	H 2 7 年度 実 績	H 2 8 年度 見 込	H 3 2 年度 目 標 値
生活排水処理率	(%)	9 4 . 2	9 4 . 3	9 4 . 9	9 5 . 3

○ 取組内容

施策事業	取組内容
4 公共下水道への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、公共下水道への接続を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな管きょ整備工事に伴う、接続対象者への接続義務に関する説明の強化</li> <li>・未接続世帯への積極的な戸別訪問による接続促進の強化</li> </ul>
5 農業集落排水処理施設への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化</li> <li>・接続促進に向けた、効果的な啓発手法の検討と実施</li> </ul>

ウ 【基本施策 1 - 3】 生活排水処理施設の適正管理

○ 取組指標

		H 2 6 年度 基 準 値	H 2 7 年度 実 績	H 2 8 年度 見 込	H 3 2 年度 目 標 値
浄化槽法第 1 1 条 検査受検率	(%)	4 7 . 7	6 0 . 2	6 4 . 3	6 7 . 7

○ 取組内容

施策事業	取組内容
6 施設の統廃合等の検討	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討する。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンタウン地域下水処理施設の公共下水道への接続を実施</li> <li>・農業集落排水処理施設の機能保全計画を基に、地域下水処理施設や工業団地排水処理施設も含め、生活排水処理施設の効率的な維持管理を検討</li> </ul>

7 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実	<p>◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう、関係機関と連携した啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法第11条に規定する水質検査の未受検者に対する受検案内文書の送付</li> <li>・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した検査未受検者への新たな対応策の検討と実施</li> </ul>
-------------------------	---

(2) ≪基本方針2≫し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

ア 【基本施策2-1】 接続的に安定した収集運搬の実施

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
し尿収集運搬体制の調整	(-)	-	-	-	平成30年 全市域業務 委託

○ 取組内容

施策事業	取組内容
8 し尿収集運搬体制を統一	<p>◆し尿及び浄化槽汚泥等の効果的で効率的な収集運搬を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年のし尿収集運搬の全市業務委託化へ向けた委託地区の地区割等の検討</li> <li>・安定したし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬を継続</li> </ul>

イ 【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続

○ 取組指標

			H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
一体処理 の推進	し尿処理施設	(施設数)	1	1	1	0
	一体処理施設	(施設数)	0	0	0	1

○ 取組内容

施策事業	取組内容
9 水再生センターにおける一体処理の推進	<p>◆水再生センターにおいて一体的に処理するため、供用開始までに必要な課題を協議するとともに、施設の実施設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営体制などについて、関係課と協議</li> <li>・一体処理に必要な施設の実施設計</li> </ul>

ウ 【基本施策2-3】安定した最終処分の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 見込	H32年度 目標値
沈砂・汚泥焼却灰等埋立量	(t/年)	124.5	173.6	181.6	72.2

○ 取組内容

施策事業	取組内容
10 安定した最終処分の実施	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。</p> <p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分</p>

#### 4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

##### (1) 収集運搬体制

快適な生活環境を確保するため、安全・確実に収集運搬を下表のとおり実施する。

##### ア 収集運搬量（平成29年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	収集運搬量
し 尿	18.9
浄化槽汚泥	94.7
合 計	113.6

##### イ 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	委託	上河内地域・河内地域以外の市域	原則として月1回	戸別収集
	許可	上河内地域内	必要の都度	
	許可	河内地域内		
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

##### (2) 中間処理体制

##### ア 処理施設の処理量（平成29年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	処 理 量
し 尿	18.9
浄化槽汚泥	94.7
合 計	113.6

##### イ 処理施設の概要

名 称	東横田清掃工場	
所 在 地	宇都宮市東横田町136番地	
施 設 名	低希釈二段活性汚泥処理施設	汚泥乾燥焼却施設
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式	気流乾燥+ロータリーキルン
処 理 能 力	185kl/日	30t/7h

##### ウ 中間処理施設の維持管理

引き続き安定したし尿・浄化槽汚泥等の処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を行い、適正な維持管理を実施する。

##### (3) 最終処分体制

中間処理後の汚泥焼却残渣などは、エコパーク板戸において埋立処分する。  
最終処分量の見込は、124t/年である。